

## 1 医療措置協定

項目		要件	国目標 (当県参考置き換え値)
①病床	流行初期	(流行初期以降の要件に加え) ・感染症発生・まん延時に <b>入院患者を受け入れる病床を20床(最大確保病床数)以上確保し、</b> 継続して対応できること。 ＊国規則で定められた参酌基準(30床以上)を踏まえつつ、地域の実情を考慮して設定 ・ <b>県からの要請後1週間以内に措置を実施</b> すること。 ・病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者の対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行うこと。	約 <b>1.9万床</b> 【2020年12月の新型コロナ患者対応で総病床数400床以上の重点医療機関での対応規模】 (約330床)
	流行初期以降	・確保している病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能で、 <b>県からの要請後2週間以内を目途に即応病床化</b> すること。 ・第一種協定指定医療機関(病床)の指定要件(※1)を満たすこと。	約 <b>5.1万床</b> 【新型コロナ対応における最大値】 (639床)

\* 国規則 = 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第19条の7 関係

✓ ( ) 内の当県参考置き換え値は、国の考え方にに基づき、単純に置き換えた数値であり、数値の妥当性は今後検討していく。

## 目指すべき方向性

### ○流行初期

速やかな病床の確保や中等症・重症患者への対応ができるよう、地域偏在を考慮しつつ、**300床以上の一般病床を有する医療機関及び公的医療機関等との協定締結を目指す。**

### ○流行初期以降

**一般医療との両立を図るため、地域全体で対応できるよう全有床医療機関(病院・診療所)との協定締結を目指す。**

※特に配慮が必要な患者を受け入れる病床の確保を含め協議していく。

## 1 医療措置協定

項目		要件	国目標 (当県参考置き換え値)
②発熱 外来	流行初期	(流行初期以降の要件に加え) <ul style="list-style-type: none"> <li>1日あたり20人以上の発熱患者を診察できること。</li> <li>県からの要請後1週間以内に措置を実施すること。</li> </ul>	1,500機関【2020年12月の新型コロナウイルス患者対応で総病床数200床以上でコロナ患者が入院可能な診療・検査医療機関】 (約30機関)
	流行初期以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>発熱患者等専用の診察室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む。)を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築すること。</li> <li>新型コロナウイルス対応の診療・検査医療機関の施設要件(※2)を満たすこと。</li> <li>第二種協定指定医療機関(発熱外来)の指定要件(※3)を満たすこと。</li> </ul>	約4.2万機関【新型コロナウイルス対応における最大値】 (約730機関)

✓ ( ) 内の当県参考置き換え値は、国の考え方にに基づき、単純に置き換えた数値であり、数値の妥当性は今後検討していく。

## 目指すべき方向性

### ○流行初期

新型コロナウイルス対応時において「帰国者・接触者外来」として指定されていた医療機関に加え、地域において役割を果たすことが可能な医療機関との協定締結を目指す。

### ○流行初期以降

新型コロナウイルス対応時における全ての外来対応医療機関との協定締結を目指す。

## 1 医療措置協定

項目		要件	国目標 (当県参考置き換え値)
③自宅・宿泊・ 高齢者施設等 での療養等	病院・診療所	・第二種協定指定医療機関（自宅療養者等 への医療の提供）の指定要件（※4）を満 たすこと。	【新型コロナ対応における最大値】 <b>約2.7万病院・診療所数</b> （約300病院・診療所数） <b>約2.7万薬局数</b> （約215薬局数） <b>約2.8千事業所数</b> （約45事業所数）
	薬局		
	訪問看護事業所		
④後方支援		ア)流行初期の感染症患者以外の患者の受入 を行うこと。 <b>イ)感染症から回復後に入院が必要な患者の 転院の受入を行うこと。</b>	<b>約3.7千機関</b> 【新型コロナ対応における 最大値】 （約50機関）
⑤人材派遣		・1人以上の医療従事者を派遣すること。	<b>医師数：約2.1千、看護師数：約4千</b> 【新型コロナ対応における最大値】

✓（ ）内の当県参考置き換え値は、国の考え方に基づき、単純に置き換えた数値であり、数値の妥当性は今後検討していく。

## 目指すべき方向性

### ○自宅・宿泊・高齢者施設等での療養等

- ・病院・診療所：**全ての高齢者施設等の嘱託医・協力医療機関との協定締結**を目指す。  
**往診・オンライン診療等については、対応可能な医療機関との協定締結**を目指す。
- ・薬局：**地域偏在を考慮しつつ**、医薬品等対応を行う薬局との協定締結を目指す。
- ・訪問看護事業所：**地域偏在を考慮しつつ**、訪問看護事業所との協定締結を目指す。

### ○後方支援：原則、**イ)**について、**全有床医療機関との協定締結**を目指す。

- 人材派遣：派遣人材確保や自院での訓練実施等の体制確保が必要なことから、**DMAT（LDMAT）指定病院等との協定締結**を目指す。

## 1 医療措置協定

項目		要件	国目標 (当県参考置き換え値)
◎個人防護具(PPE)の備蓄	病院・診療所 訪問看護事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【備蓄量】原則、医療機関の使用量2か月以上（期間を定めれば、医療機関で設定可能）</li> <li>・【対象物資】原則、①サージカルマスク②N95マスク③アイソレーションガウン④フェイスシールド⑤非滅菌手袋の5物資（代替可能品も明記）</li> <li>・【備蓄方法】各医療機関において最適な方法をもって行う。 * 薬局、検査体制、宿泊療養体制においては、任意項目</li> </ul>	【協定締結医療機関のうち8割以上の施設が当該施設の使用量2か月分以上にあたるPPEを備蓄】

## 2 検査等措置協定

項目	要件	国目標 (当県参考置き換え値)
①検査体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生検査所の登録を受けた機関を基本とする。</li> <li>・核酸検出検査を対象とし、新興感染症が発生した際に、薬事承認された試薬を用いる方法のほか、国立感染症研究所が示す方法で実施すること。</li> <li>・【流行初期】発生公表後、県からの要請に基づき、1か月以内に措置を実施すること。</li> <li>・【流行初期以降】に発生公表後、県からの要請に基づき、6か月以内に措置を実施すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流行初期：地方衛生研究所2万件以上/日+医療機関約1万件以上/日【発熱外来に準じた数値】 (約400件以上+a)</li> <li>・流行初期以降：50万件以上/日【新型コロナ対応の最大値】 (約8.7千件/日)</li> </ul>
②宿泊療養体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の宿泊施設や平時から宿泊業を営むような公的施設とする。</li> <li>・宿泊療養者が療養を行う居室について、一の居室の定員は、原則として一人とすること。</li> <li>・宿泊療養者の滞在する区域を職員その他の者が作業を行う区域から明確に区別することその他の感染症のまん延を防止するために必要な措置が講じることができる構造であること。</li> <li>・宿泊療養者が療養を行うために必要な設備及び備品を備えていること。</li> <li>・【流行初期】発生公表後、県からの要請に基づき、1か月以内に措置を実施すること。</li> <li>・【流行初期以降】発生公表後、県からの要請に基づき、6か月以内に措置を実施すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流行初期：約16,000+a室【R2.5新型コロナにおける実績値】(約100室)</li> <li>・流行初期以降：約73,000室【新型コロナ対応の最大値】 (約1,100室)</li> </ul>

✓ ( ) 内の当県参考置き換え値は、国の考え方に基づき、単純に置き換えた数値であり、数値の妥当性は今後検討していく。

## (※1) 第一種協定指定医療機関（病床）の指定要件

## (※3) 第二種協定指定医療機関（発熱外来）の指定要件

<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染の防止等の措置を実施することが可能であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診する者同士が可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者等がお互いに可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療を提供することが可能であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診する者同士が可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能であること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること。</li> </ul>

✓「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）（令和5年5月26日付け国通知）のとおり

## (※2) 新型コロナ対応の診療・検査医療機関の施設要件

- ①発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
- ②必要な検査体制が確保されていること。
- ③医療従事者の十分な感染対策を行うなど適切な感染対策が講じられていること。
- ④自院のかかりつけ患者及び自院に相談のあった患者である発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示を行うなどにより、自院のかかりつけ患者に対して、発熱等の症状が生じた場合には、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

✓令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について（令和2年9月15日付け国事務連絡）のとおり

## (※4) 第二種協定指定医療機関（自宅療養者等に対する医療の提供）の指定要件

病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染の防止等の措置を実施することが可能であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該薬局に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該指定訪問看護事業者等に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等を実施することが可能であること。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対してオンライン診療等の医療を提供する体制が整っていると認められること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）を行う体制が整っていると認められること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して訪問看護を行う体制が整っていると認められること。</li> </ul>

✓「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）（令和5年5月26日付け国通知）のとおり